(4)　石綿肺（じん肺法第四条第二項に規定するじん肺管理区分（以下単に「じん肺管理区分」という。）が管理二、管理三若しくは管理四である者又はこれに相当する者に係るものに限る。3㈠(3)イにおいて同じ。）

(5)　良性石綿胸水

㈢　この法律において「特定石綿被害建設業務労働者等」とは、次の(1)から(5)までに掲げる者であって特定石綿ばく露建設業務に従事することにより石綿関連疾病にかかったものをいうこととした。（第二条第三項関係）

(1)　労働者（労働基準法第九条に規定する労働者。以下2㈢において同じ。）

(2)　厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業の事業主

(3)　(2)の事業主が行う事業に従事する者（労働者を除く。）

(4)　労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者

(5)　(4)に掲げる者が行う事業に従事する者（労働者を除く。）

3　給付金等

㈠　給付金の支給等

(1)　給付金の支給

国は、この法律の定めるところにより、特定石綿被害建設業務労働者等に対し、給付金を支給することとし、特定石綿被害建設業務労働者等が死亡したときは、その者の遺族は、自己の名で、その者の給付金の支給を請求することができることとした。（第三条第一項及び第二項関係）

(2)　給付金の額

給付金の額は、次のイからハまでに掲げる特定石綿被害建設業務労働者等の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額とすることとした。（第四条第一項関係）

イ　石綿関連疾病により死亡した者　次の(イ)又は(ロ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める額

(イ)　(ロ)以外の者　一、三〇〇万円

(ロ)　石綿肺により死亡した者（じん肺管理区分が管理二若しくは管理三であった者（じん肺法第二条第一項第二号に規定する合併症のうち厚生労働省令で定めるもの（ハ(イ)①及びハ(ロ)①において「指定合併症」という。）にかかった者を除く。）又はこれに相当する者に限る。）　一、二〇〇万円

ロ　イに掲げるもののほか、中皮腫、肺がん若しくは著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかった者、石綿肺にかかった者（じん肺管理区分が管理四である者又はこれに相当する者に限る。）又は良性石綿胸水にかかった者　一、一五〇万円

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、石綿肺にかかった者　次の(イ)又は(ロ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める額

(イ)　じん肺管理区分が管理三である者又はこれに相当する者　次の①又は②に掲げる区分に応じ、それぞれ①又は②に定める額

①　指定合併症にかかった者　九五〇万円

②　①以外の者　八〇〇万円

(ロ)　じん肺管理区分が管理二である者又はこれに相当する者　次の①又は②に掲げる区分に応じ、それぞれ①又は②に定める額

①　指定合併症にかかった者　七〇〇万円

②　①以外の者　五五〇万円

(3)　給付金の額の減額

イ　特定石綿被害建設業務労働者等であって、2㈠に規定する期間のうち特定石綿ばく露建設業務に従事した期間が、次の表の上欄に掲げる石綿関連疾病に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間を下回るものに係る給付金の額は、(2)の規定にかかわらず、(2)イからハまでに定める額に一〇〇分の九〇を乗じて得た額とすることとした。（第四条第二項関係）

| | |
|---|---|
| 肺がん又は石綿肺 | 一〇年 |
| 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 | 三年 |
| 中皮腫又は良性石綿胸水 | 一年 |

ロ　特定石綿被害建設業務労働者等（肺がんにかかった者に限る。）であって、喫煙の習慣を有したものに係る給付金の額は、(2)又は(3)イにかかわらず、(2)イ(イ)又は(2)ロの額（(3)イの適用がある場合にあっては、(3)イによる額）に一〇〇分の九〇を乗じて得た額とすることとした。（第四条第三項関係）

㈡　給付金の支給の手続

(1)　請求

イ　厚生労働大臣は、給付金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、給付金を支給することとした。（第五条第一項関係）

ロ　イの請求(2)及び(3)イにおいて単に「請求」という。）は、石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断又は石綿肺に係るじん肺法の規定によるじん肺管理区分の決定（じん肺管理区分が管理二、管理三又は管理四と決定された者に係る決定に限る。）があった日（石綿関連疾病により死亡したときは、その死亡した日）から起算して二〇年を経過したときは、することができないこととした。（第五条第二項関係）

(2)　厚生労働大臣による調査

イ　厚生労働大臣は、(1)イの認定（(3)ハにおいて単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（ロ及び(3)イにおいて「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告等をさせ、又は厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第六条第一項及び第二項関係）

ロ　請求者が、正当な理由がなくて、イによる報告等をせず、又は医師の診断を拒んだときは、厚生労働大臣は、その請求を却下することができることとした。（第六条第三項関係）

(3)　請求に係る審査

イ　厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求の内容を特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、次の(イ)から(ニ)までに掲げる事項について審査を求めなければならないこととした。（第七条第一項関係）

(イ)　当該請求に係る請求者が特定石綿ばく露建設業務に従事した期間

(ロ)　当該請求に係る請求者がかかった石綿関連疾病の種類

(ハ)　当該請求に係る請求者が特定石綿ばく露建設業務に従事したことと石綿関連疾病にかかったこととの関係

(ニ)　当該請求に係る請求者の喫煙の習慣の有無

ロ　審査会は、イによる審査を求められたときは、イの(イ)から(ニ)までに掲げる事項について審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととした。（第七条第二項関係）

ハ　厚生労働大臣は、ロによる通知があった審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとすることとした。（第七条第三項関係）

(4)　関係機関等の協力

関係機関その他の公務所又は公私の団体は、厚生労働大臣から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこととした。（第八条関係）

㈢　追加給付金の支給等

(1)　追加給付金の支給

国は、給付金の支給を受けた特定石綿被害建設業務労働者等であって、吸入した石綿により新たに㈠(2)イからハまで（㈠(2)ハ(ロ)②を除く。(2)において同じ。）のいずれかに該当するに至ったものに対し、追加給付金を支給することとした。（第九条第一項関係）